

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和2年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和2年度の初日から令和2年11月30日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0トン	0トン	0トン
		0トン	0トン	0トン
2	飲用乳	105トン	69トン	36トン
		41トン	69トン	超過済
3	クリーム	34トン	27トン	7トン
		22トン	27トン	超過済
4	粉乳類	55,605トン	21,567トン	34,038トン
		53,962トン	20,043トン	33,919トン
5	無糖れん乳	1,887トン	1,013トン	874トン
		2,546トン	1,013トン	1,533トン
6	加糖れん乳	2,264トン	118トン	2,146トン
		1,851トン	99トン	1,752トン
7	ヨーグルト	17トン	5トン	12トン
		8.3トン	4.7トン	3.6トン
8	バターミルク	189トン	11トン	178トン
		8.7トン	11.2トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	57,146トン	28,725トン	28,421トン
		38,714トン	25,618トン	13,096トン
10	その他の乳製品	12,824トン	5,571トン	7,253トン
		6,805トン	3,650トン	3,155トン
11	バター	20,312トン	11,280トン	9,032トン
		10,290トン	10,212トン	78トン
12	雑豆	82,310トン	50,607トン	31,703トン
		35,917トン	21,567トン	14,350トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,847,861トン	3,636,875トン	2,210,986トン
		3,811,451トン	3,436,397トン	375,054トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,266,332 トン	819,296 トン	447,036 トン
		299,910 トン	155,871 トン	144,039 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	710,314 トン	383,605 トン	326,709 トン
		731,263 トン	383,605 トン	347,658 トン
15	コーンスターク	1,823 トン	2,116 トン	超過済
		901 トン	2,116 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	13,511 トン	7,495 トン	6,016 トン
		2,922 トン	7,495 トン	超過済
17	マニオカでん粉	166,511 トン	85,645 トン	80,866 トン
		164,385 トン	85,645 トン	78,740 トン
18	サゴでん粉	21,823 トン	8,810 トン	13,013 トン
		21,823 トン	8,810 トン	13,013 トン
19	その他のでん粉	1,846 トン	676 トン	1,170 トン
		1,025 トン	676 トン	349 トン
20	イヌリン	1,387 トン	828 トン	559 トン
		33 トン	26 トン	7 トン
21	落花生	38,113 トン	19,110 トン	19,003 トン
		24,025 トン	12,080 トン	11,945 トン
22	こんにゃく芋	309 トン	30 トン	279 トン
		295 トン	30 トン	265 トン
23	ミルク調製品	10,256 トン	3,801 トン	6,455 トン
		3,336 トン	1,251 トン	2,085 トン
24	でん粉調製品	173 トン	150 トン	23 トン
		170 トン	150 トン	20 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,747 トン	1,648 トン	4,099 トン
		1,182 トン	1,000 トン	182 トン
27	調製食用脂	20,044 トン	8,124 トン	11,920 トン
		921 トン	1,183 トン	超過済
28	繭	7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
		7.7 トン	3.4 トン	4.3 トン
29	生糸	437 トン	48 トン	389 トン
		433 トン	48 トン	385 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。